

白山商工会議所青年部マスコットキャラクター 「あさがおっさん」・「マトゥー」使用取扱規程

平成26年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、白山商工会議所青年部マスコットキャラクター「あさがおっさん」・「マトゥー」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用禁止)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、キャラクターを使用することができない。

- 一、白山市及び白山商工会議所並びに同青年部の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二、自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三、法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- 四、特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五、その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用する場合には、あらかじめマスコットキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、白山商工会議所青年部会長(以下会長)という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一、キャラクターの立体物を製作する場合には、その仕様の判るものを提出し、前項の許可を受けなければならない。
- 二、会長は、前各項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を許可する。
- 三、前項の許可は、白山商工会議所青年部マスコットキャラクター使用(変更)許可書(様式第2号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一、完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 二、使用するデザインは、白山商工会議所青年部マスコットキャラクター「あさがおっさん」・「マトゥー」デザイン集(以下「デザイン集」という。)に定めたものとする。
- 三、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
- 四、『白山商工会議所青年部マスコットキャラクター「あさがおっさん」・「マトゥー」』との表記を付すこと(別記「使用例1」参照)。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「白山YEG」の表記をもって代えることができる(別記「使用例2」参照)。なお、会長が認めた場合はこの限りでない。

2、キャラクターの使用許可を受けた者は、前項の事項に加え、許可された用途のみに使用するものとする。

(許可内容の変更)

- 第5条 キャラクターの使用許可を受けた者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、白山商工会議所マスコットキャラクター「あさがおっさん」・「マトゥー」使用変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 二、前項の許可は、白山商工会議所マスコットキャラクター使用(変更)許可書(様式第2号)をもって行う。
- 三、変更申請の許可後についても、前条を遵守しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

- 第6条 キャラクターを使用している者(使用許可を受けた者を除く。)が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、会長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。
- 二、キャラクターの使用許可を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長及び白山商工会議所青年部はその責めを負わない。

(成果物の提出)

- 第7条 キャラクターの使用許可を受けた者は、キャラクターを使用して作成した成果物を会長に提出しなければならない。

(補則)

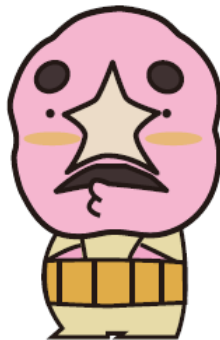
- 第8条 この規程に定めるものの他、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年7月1日より施行する。

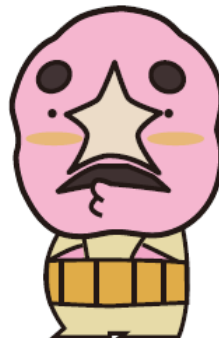
別記

使用例1



白山商工会議所マスコット
キャラクター「あさがおっさん」

使用例2



白山 YEG